

令和6年度<タイプB>予約採用奨学生募集要項

1 申込資格

岩手県内に住所を有する者の子女で、県内の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の後期課程（以下「中学校等」という。）第3学年（中学校以外は中学校第3学年に相当する学年とする。以下同じ。）に在学し（中学校等卒業後1年以内の人を含む）、令和6年4月に県内の高等学校全日制に進学を希望する者で、学業人物ともに優れ、かつ健康であって、高等学校の修学に必要な学資の支弁が困難であると認められる者。

2 奨学金の貸与

(1) 採用予定人数 200人程度

(2) 貸与月額

奨学金は本人の選択により月額で貸与する場合と、入学一時金を加算して貸与する場合があります、その額は次のとおりである。

区 分	貸 与 金 額	摘 要
貸 与 月 額	15,000円	・5つのタイプより進学時に本人が選択する ・貸与終了まで貸与月額の変更はできない
	20,000円	
	25,000円	
	30,000円	
	35,000円	
入 学 一 時 金	50,000円	・貸与を希望するか、希望しないか選択できる ・4つのタイプより希望額を選択できる
	100,000円	
	150,000円	
	200,000円	

※ 貸与月額等の選択にあたっては、返還についても考慮するよう指導すること。

(3) 貸与期間 令和6年4月から、高等学校の正規の修業年限とする。

3 推薦基準

(1) 人物

学習活動その他校内外の生活全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、勉学の意志・意欲が強く、奨学金返還について自覚と十分な責任感があると認められる者とする。また、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあると認められ、本人が奨学生となることを熱望していること。

(2) 健康

健康診断により高等学校の修学に十分耐え得ると認められる者であること。

(3) 学力

中学校等の第1学年から第3学年（最近時まで）の学習成績の評定をすべて合計し、これを全履修教科数で平均した値（小数第2位で四捨五入する。）が**3.5以上**で、将来有望であると認められる者であること。（履修科目の評定は5・4・3・2・1の5段階法によることとし、5段階法によらない評定については、5段階に換算して評定すること。）

(4) 家庭の経済状況

家庭は、子女の教育に熱心であるが、学資の支弁が著しく困難であると認められ、家計支持者（父・母）の所得金額が本会で定める収入基準の範囲内であること。

収入基準は、タイプAで定める別表2「収入基準額表」による。

【収入・所得のめやす】

家計支持者（父、母）の 収入・所得	4人世帯 (父, 母, 高校生1人, 中学生1人)	5人世帯 (父, 母, 高校生1人, 中学生1人, 小学生1人)	6人世帯 (父, 母, 高校生1人, 中学生1人, 祖父母)
給与収入金額の合計	約790万円	約829万円	約846万円
事業所得額・年金所得額等 の合計	約330万円	約357万円	約369万円

※ 採用基準額は世帯の住居地、家族構成によって違います。そのためこの表はあくまでも申込みにあたっての参考としてください。

(5) 前記(1)～(4)に該当する者で、母子・父子家庭（交通遺児等を含む）の子女を優先する。

4 申込み、推薦及び選考

- (1) 中学校等校長は、願書、成績、その他の資料をもとにして、志願者の学業、人物、健康及び家計の状況などについて検討し、「3 推薦基準」に合致すると認めた希望者を推薦すること。
- (2) 推薦に際しては、次の書類を提出すること。
- ① 令和6年度岩手育英奨学会予約奨学生推薦報告書<タイプB>
 - ② 令和6年度岩手育英奨学会奨学生願書(予約)<タイプB>
 - ③ 令和5年度(令和4年中)所得課税証明書(全部記載)
※省略箇所があるものは不可
 - ④ 住民票 謄本^{ようほん}(世帯全員のもの)※マイナンバー不要
 - ⑤ その他必要な書類(別紙「奨学金申込時に提出する所得証明書類」参照)
- (3) 選考は、家計・学力の評価を基に行い、適格者を「高校予約適格者」とする。
- (4) 提出期限 令和5年10月20日(金)

5 奨学生採用候補者決定

「高校予約適格者」を選考委員会に諮り「高等学校奨学生採用候補者」を決定し、その結果について在学学校長を経由して本人に通知するとともに、決定者には「高等学校等奨学生採用候補者決定通知」を交付する。(12月予定)

6 採用手続

採用候補者は、令和6年4月、高等学校へ進学後、「誓約書・奨学金振込口座届」及び「奨学金返還誓約書」を本会の定めた期日までに提出する。(用紙は4月上旬に、本会より高等学校へ送付する。)その際、連帯保証人2名(1名は保護者、もう1名は別世帯で独立した生計を営む保証能力のある62歳以下の方 ※非課税世帯は不可)の届け出が必要である。証明書類として「印鑑登録証明書」及び「所得課税証明書」を添付する。

その後、本会から「奨学生証」を交付し、これにより奨学生として本採用になる。

7 奨学金の交付

奨学金の交付は、2か月に1回2か月分ずつ、奨学会が指定する金融機関(岩手銀行)に設けられた奨学生名義の預金口座に振込む方法で行うものとする。なお、特別な事情のあるときは、3か月分以上を合わせて交付することがある。

8 奨学金の返還義務、返還猶予及び返還免除

(1) 奨学金の返還義務

- ① 奨学金は貸与であり、貸与終了後は規定にしたがって必ず返還しなければならない。この返還金は、直ちに後輩に貸与される奨学金の原資となる。
- ② 返還は貸与終了後、当該事由の発生した日から6か月後の日を起算日として最長14年以内に貸与された奨学金の全額を返還する。
返還方法は、「月賦」又は「月賦・半年賦併用」のいずれかを選択する。
なお、随時繰り上げ返還が出来る。
- ③ 奨学金の返還を怠ったときは、延滞利息（延滞期間6か月ごとに2.5%）が課せられる。
- ④ 奨学金の貸与時に提出した「奨学金返還誓約書」に記載した奨学生及び連帯保証人の住所、氏名、連絡先電話番号に変更があったときは必ず届出なければならない。

(2) 奨学金の返還猶予

- ① 在学中、奨学金を必要としなくなったときは奨学金を辞退する。引き続き在学する場合は「奨学金返還猶予願（在学証明書添付）」の提出により高等学校卒業時まで返還が猶予される。
- ② 卒業後上級学校に進学したときは、「奨学金返還猶予願（在学証明書添付）」の提出により上級学校卒業時まで返還が猶予される。
- ③ 高等学校卒業後、災害、傷病又はその他真にやむを得ない事由によって返還が困難になった場合は、願い出により返還が猶予される。

(3) 奨学金の返還免除

死亡した者又は精神若しくは身体の障がいにより労働能力を喪失した者については、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することがある。

9 その他

- (1) その他の奨学金との併願及び併給はできない。
- (2) 生活保護世帯については、平成28年7月1日から奨学金を『就労や早期脱却に資する経費』に充てた場合、生活保護における収入認定から除外されることになったので、社会福祉事務所と十分に相談のうえ出願する。